

ひとり親家庭 (父子家庭も含む) 自立支援給付金制度

●自立支援教育訓練給付金

就職に必要な資格や技能を身に付けるために教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。

対象 次の条件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親世帯
- ②雇用保険法による教育訓練給付の支給を受けていないこと
- ③教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
- ④過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等

支給額 講座終了後に、対象講座の受講料の60%相当額を支給

(12,001円〜20万円を上限)

※講座を受講する際は、必ず、事前にご相談ください。

●高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で修業する必要がある場合に、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

対象 次の条件をすべて満たす方
①市内に住所を有し、児童扶養手

当支給水準のひとり親世帯

- ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ④過去に訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、製菓衛生士等

支給額

○訓練促進給付金

非課税世帯 月額10万円

課税世帯 月額70,500円

○修了支援給付金

非課税世帯 50,000円

課税世帯 25,000円

※申請の際は、事前相談が必要になります。詳しい内容については、直接お問い合わせください。

問 社会福祉課 ☎25-5204

東日本大震災義援金

東日本大震災義援金へ多くの温かいご支援をお寄せいただきありがとうございます。

●4月20日現在

52,087,520円

お預かりした義援金は、日本赤十字社埼玉県支部へ送金し、義援金配分委員会を通じて全額被災された方々のもとへ届けられています。義援金をお寄せいただいた個人・団体の皆さんに、心から御礼申し上げます。
※義援金の受付期間は平成29年3月31日まで延長されました。

問 社会福祉課 ☎25-5204

地域包括 支援センター だより

介護予防で
いつまでも
ハツラツと



問 秩父地域包括支援センター
☎22-2582

認知症高齢者等に やさしい地域づくり

高齢化に伴い認知症の方も急速に増えています。認知症は、誰にでも起こり得る身近な病気です。自分の家族、親戚、また自分自身が認知症になる可能性がありま

す。85歳以上の4人に1人、65歳以上の7〜10人に1人に、認知症の症状が見られるといわれています。これは50歳代夫婦の家庭に置き換えると、親戚に3〜4人は認知症の方がいると想定されます。

新オレンジプラン

政府は、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略」新オレンジプラン」を策定しました。

新オレンジプランでは、いくつかの目標が定められています。①認知症への理解を深めること②適

切な医療、介護の提供③認知症の人とその介護者への支援④高齢者にやさしい地域づくり⑤認知症の人やその家族の視点の重視などです。具体的には、認知症への理解を深めるための広報活動や認知症サポーターの育成、早期診断・早期対応のための体制整備、認知症カフェ等の設置による認知症の人の介護者負担の軽減、バリアフリー化の促進、地域での見守り体制の整備などさまざまな分野にわたります。

市では、新オレンジプランに沿った取り組みとして、認知症カフェの開催や認知症サポーター養成講座などを行っています。また、地域の高齢者の見守り活動を郵便局、銀行、電気、ガス、新聞、コープなどの事業所にも協力していただいています。

地域でささえる認知症

認知症サポーターとは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識や理解を身に付けた応援者です。地域包括支援センターではグループや団体へ講師の派遣を行っています。個人でも参加できたら」との声にお答えし、1人でも参加できる認知症サポーター養成講座を左記のとおり開催します。受講希望の方は、お問い合わせください。

と き 6月16日(木)午後7時〜8時30分
と ころ 歴史文化伝承館1階研修室2・3

通話料無料！防災行政無線の放送内容が聞きづらい場合は電話で確認ができます。

防災無線ダイヤル カクニンくん ☎0800-800-5747